

令和 8（2026）年度国際共同研究事業 事務取扱の手引
（令和 7（2025）年度以降採択課題対象）
＜令和 7（2025）年度からの主な変更点＞

- (1) 手引 別紙 2 「独立行政法人日本学術振興会が行う業務委託の基準」の改正
令和 7 年 8 月 25 日規定第 39 号により「独立行政法人日本学術振興会が行う業務委託の基準」が改正されたため、事務取扱の手引別紙 2 を改訂版に変更。
- (2) 事務取扱の手引 8－1．研究成果の取扱いについて
本事業の実施により生じた成果に係る諸権利は、「受託機関又は受託機関の定めた者に帰属する」から「原則受託機関に帰属する」へ変更。